

藤沢市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金

1. はじめに

この保育士宿舍借り上げ支援事業補助制度は、藤沢市内において保育施設を設置運営する事業者を対象に、保育士用の宿舍借り上げに要する経費を補助することにより、保育士の人材確保や離職防止を目的としています。

※保育施設・・・法人または個人が運営する施設

- (1) 児童福祉法第39条第1項に規定する 保育所
- (2) 児童福祉法第24条第2項に規定する 小規模保育事業所

2. 補助対象保育士

次に掲げる要件のいずれにも該当する方

- (1) 保育士資格を有すること。
- (2) 常勤の職員であり、保育施設を適用事業所とする社会保険に加入していること。
- (3) 保育士本人、同居人が住宅手当等の支給を受けていないこと。
- (4) 雇用開始された日の属する年度から起算して、10年以内であること。

3. 補助金の交付対象経費

法人が対象保育士を居住させる宿舍の借り上げに要する賃借料・共益費（管理費）。ただし、対象保育士が居住していない期間の賃借料等又は対象保育士の同一年度内の居住期間が1か月に満たない場合の賃借料等は補助対象としない。

4. 補助額等

補助金算出方法	補助対象経費（【月毎の事業対象経費】－【月毎の本人負担額】） × 4分の3 × 月数 （100円未満の端数があるときは、切り捨て。）
上限額	補助対象保育士1人当たり月額61,500円 ※
上限人数	1施設当たり7人分

※国の制度変更に伴い、令和2年4月から藤沢市所在の施設における上限額は「月額57,700円」に変更となりましたが令和5年度についても従来の上限額を据え置くこととします。

5. 申込方法

保育士宿舍借り上げ支援事業補助金を申請する際には、法人が次の書類を保育課まで提出してください。なお、申請月から補助対象となります。

- (1) 保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 事業計画書(第3号様式)
- (4) 宿舍に係る賃貸借契約書の写し
- (5) 対象保育士の雇用を証する書類
- (6) 本人負担額確認書(第4号様式)
- (7) 対象保育士の住民票(直近3か月以内)の写し
- (8) 対象保育士の保育士証の写し

6. 決定後の手続き

年度末に、次の書類を提出してください。

- (1) 保育士宿舍借り上げ支援事業補助金事業完了届兼事業実績報告書（第8号様式）
- (2) 収支決算書（第9号様式）
- (3) 活動報告書（第10号様式）
- (4) 対象保育士の住民票（直近3か月以内）の写し
- (5) 賃借料等を支払ったことを証明する書類（領収書等）の写し

7. 補助金の交付

補助金の交付については、完了届提出後（3月末以降）にお支払いいたします。

8. その他

交付内容が変更したなど、当初の申込内容と異なった場合は、速やかに保育課へ連絡してください。

9. Q&A

Q1 本人負担額を設ける場合等の具体的な例を教えてください。

A1 以下に数パターンの具体的な例を示します。

(例1) 賃借料等82,000円 保育士負担なし …… 補助金額 61,500円(月)

家賃77,000円+共益費5,000円=補助対象経費 (82,000円)		
法人負担=20,500円	82,000円×3/4=61,500円	

(例2) 賃借料等82,000円 保育士負担20,000円 …… 補助金額 46,500円(月)

家賃77,000円+共益費5,000円=賃借料等 (82,000円)		
保育士負担 20,000円	家賃77,000円+共益費5,000円-保育士負担20,000円=補助対象経費 (62,000円)	
	法人負担=15,500円	62,000円×3/4=46,500円

(例3) 賃借料等60,000円 保育士負担10,000円 …… 補助金額 37,500円(月)

家賃55,000円+共益費5,000円=賃借料等 (60,000円)		
保育士負担 10,000円	家賃55,000円+共益費5,000円-保育士負担10,000円=補助対象経費 (50,000円)	
	法人負担=12,500円	50,000円×3/4=37,500円

(例4) 賃借料等100,000円 保育士負担なし …… 補助金額 61,500円(月)

家賃95,000円+共益費5,000円=補助対象経費 (100,000円)		
法人負担=38,500円	100,000円×3/4=61,500円※上限	

Q2 事業はいつまで実施しますか？

A2 令和5年度以降は待機児童の状況や国の事業実施状況等を見ながら、検討します。

Q3 保育士以外も対象となりますか？

A3 保育士のみ対象です。なお、保育士資格所持者でも保育業務以外の業務に従事している場合は対象外となります。

Q4 産休や育休など休職中の取扱いはどうなりますか？

A4 雇用が継続されている場合は引き続き対象となります。

Q5 宿舍は一棟全て借りなければ対象となりませんか？

A5 1戸でも大丈夫です。法人と貸主での契約をしていれば対象となります。

Q6 宿舍を貸すという現物給付について、所得税の関係はどうなりますか？

A6 最寄りの税務署又は税理士にお問い合わせください。
なお、国税庁のHP上には以下のような記載がありますのでご参考ください。

[平成30年4月1日現在法令等]

使用人に対して社宅や寮などを貸与する場合には、使用人から1か月当たり一定額の家賃（以下「賃貸料相当額」といいます。）以上を受け取っていただければ給与として課税されません。

賃貸料相当額とは、次の(1)～(3)の合計額をいいます。

- (1) (その年度の建物の固定資産税の課税標準額)×0.2%
- (2) 12円×(その建物の総床面積(平方メートル)÷3.3(平方メートル))
- (3) (その年度の敷地の固定資産税の課税標準額)×0.22%

使用人に無償で貸与する場合には、この賃貸料相当額が給与として課税されます。

使用人から賃貸料相当額より低い家賃を受け取っている場合には、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額が、給与として課税されます。

しかし、使用人から受け取っている家賃が、賃貸料相当額の50%以上であれば、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額は、給与として課税されません。

(例) 賃貸料相当額が1万円の社宅を使用人に貸与した場合

- (1) 使用人に無償で貸与する場合には、1万円が給与として課税されます。
- (2) 使用人から3千円の家賃を受け取る場合には、賃貸料相当額である1万円と3千円との差額の7千円が給与として課税されます。
- (3) 使用人から6千円の家賃を受け取る場合には、6千円は賃貸料相当額である1万円の50%以上ですので、賃貸料相当額である1万円と6千円との差額の4千円は給与として課税されません。

また、会社などが所有している社宅や寮などを貸与する場合に限らず、他から借りて貸与する場合でも、前に説明した三つを合計した金額が賃貸料相当額となります。

したがって、他から借り受けた社宅や寮などを貸与する場合にも、貸主等から固定資産税の課税標準額などを確認することが必要です。

現金で支給される住宅手当や、入居者が直接契約している場合の家賃負担は、社宅の貸与とは認められないので給与として課税されます。

なお、看護師や守衛など、仕事を行う上で勤務場所を離れて住むことが困難な使用人に対して、仕事に従事させる都合上社宅や寮を貸与する場合には、無償で貸与しても給与として課税されない場合があります。

(所法9、36、所令21、所基通9-9、36-15、36-41、36-45、36-47)

【参考URL】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2597.htm>

Q7 継続して入居している場合でも補助金の申請は必要ですか？

A7 申請は年度毎に行いますので、変更がない場合でも同様に申請をしてください。なお、実績報告につきましても年度毎に提出をいただきます。

≪書類の提出先及びお問い合わせ先≫

藤沢市役所 子ども青少年部 保育課 保育園運営担当
住所：〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3F
電話：0466-25-1111（代表）
0466-50-3526（直通）